

00787

毎週火、金曜日発行（但休日に当
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）

鳥取県公報

鳥取県訓令第五号

水産試験場
鳥取県水産業改良普及員服務規程

鳥取県水産業改良普及員服務規程を次のよう

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県水産業改良普及員服務規程

第一條 水産業改良普及員（以下「普及員」という。）

の服務については、法令に特別の定めがあるものを除
き、この規程の定めるところによる。

第二條 普及員は、その職責を理解し、職務の遂行に万
全を期さなければならない。

第三條 普及員は、別に定める地区に駐在し、当該地区
の事務所に勤務するものとする。

第四條 普及員は、次の職務に従事すること。

一 漁業經營の改善に關すること。

二 水産技術の改良に關すること。

肝てつ及びふそ病の予防
牛の流行性感冒及び馬の流行性脳炎の予防

土地改良区の役員の退任及び就任
土地改良事業の認可

非補助土地改良事業資金利子補助金交付要綱
鳥取県水産業改良普及員設置要綱
医療機関の指定
通信地図の修正測量の実施
豚その他の物品の移入禁止区域の指定
保険医療機関の指定
基準看護基準給食施設の承認
土地改良区の役員の退任及び就任
土地改良事業の認可

訓

令

00798

昭和35年6月28日 火曜日 鳥取県公報 第3155号 2

業の推進に關すること。

普及員は、前項の職務を行なうにあたつては、水産課及び水産試驗場と密接な連絡をとらなければならぬ。

い。

(活動の制限)

第五条 普及員は、漁業権等に關する漁民間の係争その他水産行政上の紛争に介入してはならない。

(報告)

第六条 普及員は、担当区域について、毎年三月末日迄に、翌年度における普及計画を樹立し、知事に提出しなければならない。

2 普及員は、様式第一号による翌月の行事予定表を作成し、毎月二十日までに知事に提出してその承認を受けなければならない。

第七条 普及員は、様式第二号による勤務日誌に毎日その日の普及事項その他勤務事項を記載し、所属長の閲覧を受けなければならない。

2 普及員は、毎月様式第三号による普及実績書を作成

し、翌月十日迄に知事に提出しなければならない。
第八条 普及員は、担当区域内において発生した水産に関する重要な事項については、そのつどこれを知事に報告しなければならない。

(帳簿類)

第九条 普及員の勤務する事務所には、次の簿冊をそなえなければならない。

一 勤務日誌

二 普及実績書綴

三 保管備品台帳（様式第四号）

四 郵便切手受払簿（様式第五号）

五 令規綴

六 普及計画関係綴

七 関係調査報告綴

八 文書收受発送簿

九 往復文書綴

十 雜件文書綴

附

則

この訓令は、昭和三十五年七月一日から施行する。

00799

3 昭和35年6月28日 火曜日 鳥取県公報 第3155号

(様式第一号)	月	分	行	事	予	定	表
月	日	行	事	内			
執	務	内	容	容	備		
考	印	印		考			
備	印	印					

鳥取県知事 石破二朗 殿

地区駐在 水産業改良普及員

勤務日誌

(様式第一号)	月	日	天候	所屬	長印	普及	員印
月	日	行	事	内	備		
執	務	内	容	容	備		
考	印	印		考			
備	印	印					

考備

00800

4

昭和35年6月28日 火曜日 鳥取県公報 第3135号

00801

第3135号

昭和35年6月28日 火曜日 鳥取県公報 第3135号

(様式第三号)

普及項目

月 分 普 及 実 繕 書

期 間

普 及 地 区

普 及

及 理 由

備 考

(様式第四号)

保 備 儲 品 / 合 帳

(品名)

受入年月日

受 入 数

現 在 数

備

考

鳥取県知事 石破二朗殿

地区駐在 水産業改良普及員

氏名

印

郵便切手受払簿

(様式第五号)

年月日

摘要

種別

量目又は字数

通 数

受

払

残

(備考)

- 1 摘用欄には郵便切手受入先又は郵便物電報等の発送先を記載すること。
- 2 種別欄には郵便第一種又は電報至急等の区別を記載すること。
- 3 日計月計年計をなすこと、但し受払の少ないものは日計を省略することができる。

印

示

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第三四十七号
非補助土地改良事業資金利子補助金交付要綱を次のよ

うに定める。

昭和三十五年六月二十八日

非補助土地改良事業資金利子補助金交付

(趣旨)

第一条 知事は、市町村が非補助土地改良事業につき利

(様式第一号)

事業計画書

書

この要綱は、昭和三十五年度において融資を受けた事

業実施者に対して行なう利子補助事業から適用する。

附 則

この要綱によつて知事に提出する書類は、当該市町村を管轄する耕地事務所の長を経由しなければならない。

(書類の経由機関)

第七条 この要綱によつて知事に提出する書類は、当該市町村を管轄する耕地事務所の長を経由しなければならない。

2 前項の実績報告書には、事業実施者ごとに受託金融機関の発行する利子払込証明書(様式第五号)を添えなければならない。

2 前号様式によるものとする。

二号様式によるものとする。

2 この要綱による補助金の交付の申請をしようとする市町村は、前項の規定によるものほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 融資証明書(様式第三号)、
二 事業実施者が市町村に提出する利子補助金交付申請書の写
三 市町村から事業実施者に対して交付する利子補助金交付指令書の写
(実績報告書)

第六条 規則第十八条の規定による実績報告書は、様式

子補助金を交付する場合において、当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号)以下定めるところによる。

(定義)

第二条 前条において「非補助土地改良事業」とは、農林漁業金融公庫(以下「公庫」という。)から融資を受けて行なう次の各号に掲げる事業のうち、国又は県から補助金又はこれに類する給付金が給付されないものをいう。

- 1 ため池の新設又は保全
- 2 かんがい排水路の新設又は保全
- 3 暗渠排水施設の新設又は保全
- 4 区画整理
- 5 客土
- 6 農業用道路の新設又は保全

(補助金の額)

第四条 この要綱による補助金の額は、前条に規定する利子補助金の額(年三分五厘をこえる場合はそのこえられた資金にかかる利子につき、融資のすえ置期間中において年三分五厘以上の利子補助金を交付する市町村とする。

(補助金の交付申請)

第五条 規則第五条第一号及び第二号の規定による事業

子補助金を交付する場合において、当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号)以下定めるところによる。

七 索道の新設又は保全
八 開田又は開畠
九 埋立又は干拓
十 けい畔整備

2 この要綱において「事業実施者」とは、前項に規定する事業を行なう者をいう。

(補助事業者の範囲)

施 行 者 の 氏 名
(法人の場合はその名)
稱及び代表者の氏名)

借 受 者 の 氏 名
(法人の場合はその名)
稱及び代表者の氏名)

元 利 支 払
期 日

償 還 所 要 額
元 金 利 子 計

市町村利子補助額
県辅助額
備考

様式第二号

合 計

非補助土地改良事業資金利子補助收支予算書

一 事 業 名
二 収 入

科	目	金	額
計			

科	目	金	額
計			

三 支 出

科	目	金	額
計			

様式第三号

融資證明書

借受者 住所 (法人の場合はその主たる事務所の所在地)
氏名 (法人の場合はその名称及び代表者の氏名)

一 事 業 名
二 事 業 費 及 び 財 源

融資額
事 業 費

自 己 資 金
其 他

円 円 円

00807

11. 昭和35年6月28日 火曜日 鳥取県公報 第3135号

昭和35年6月28日 火曜日 鳥取県公報 第3135号 10

00806

三 利 率 分 厘

四 融資期間

五 貸付年月日及び番号

六 償還計画

昭和 年 月 日 から昭和 年 月 日まで

年 度	元利支払期日			未償還元金	償還所要額	備考
第一年度	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	円	元金利子 計 円	
第二年度	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	円	元金利子 計 円	
合 計				円	元金利子 計 円	
				円	元金利子 計 円	

右のとおり相違ないことを証明します。

昭和 年 月 日

受託金融機関名

様式第四号

昭和 年 月 日

市町村名

代表者 氏

名印

烏取県知事 殿

昭和 年度非補助土地改良事業資金利子
補助金実績報告書

昭和 年 月 日付け第 号にもとづき標記

事業を実施したので、鳥取県補助金等交付規則第十八条
の規定により報告する。

昭和 年 月 日 付け第 号で貸付決意された資金 円の利子 円は昭和 年 月 日 払い込みされたことを証明します。

昭和 年 月 日

受託金融機関名 國

鳥取県告示第三百十八号

鳥取県水産業改良普及員設置要綱を次のように定める。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県水産業改良普及員設置要綱

- 一 事業実績書（様式第一号に準ず）
 - 二 支出精算書（様式第二号に準ず）
- 第一条 水産技術の改良、漁業経営の改善及び漁民生活の向上を図り、もつて沿岸漁業の振興発展に資するため、水産業改良普及員（以下「普及員」という。）を置く。
- 第二条 普及員は、担当区域内を巡回して直接漁民に接し、その漁村又は漁民の当面する諸問題の解決にあつて良い相談相手となり、その活動を通じて漁民の自

利子払込証明書

借受人 住所
(法人の場合はその主たる事務所の所在地)
名称及び代表者の氏名

局名	測量地名		測量期間	測量方法
郡市名	町	村	字	域名
關金	東伯郡	關金町大字大鳥居、同安歩、同松河原、同泰久寺	七月中 六日間	測鎖測量
山守	"	關金町大字野添、同米富、同小泉、同明高、同福原	六日間	"
福部	岩美郡	福部村大字岩戸、同湯山、同細川、同高江 中、栗谷、同箭溪、同南田、同歲見、同八重原	七日間	"
三 测量の方法	測鎖測量			
本測量は、基本測量でないから立木の伐採等は行なわない。				

鳥取県告示第三百二十一号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定により、昭和三十五年六月二十八日から豚その他病源体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として大阪府を指定する。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第三百二十九号

主的意欲の向上に努めるとともに、進歩した技術及び知識の普及指導にあるものとする。

第三条 普及員の駐在する市町村、普及員の担当区域その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和三十五年七月一日から施行する。

鳥取県告示第三百二十九号 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

指定年月日	鳥取県知事 石破二朗
昭和三十五年六月二十二日	辻谷医院 米子市穂町二丁目二八の三番地
所在地	米子保健所
管轄保健所	

昭和三十五年六月二十八日

一 作業の期間 昭和三十五年七月一日から七月三十一日まで

二 作業の地域

鳥取県知事 石破二朗

次のとおり、昭和三十五年度第二、四半期通信地図の修正測量を実施する旨広島郵政局長から通知を受けた。

昭和三十五年六月二十八日

昭和35年6月28日 火曜日 鳥取県公報 第3135号 14

鳥取県告示第三百二十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関を指定した。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石破 二朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
鳥取赤十字病院	鳥取市尙徳町二七	内外、整形外科、小児、耳鼻	日本赤十字社	昭和三五、一	甲
清水整形外科病院	倉吉市宮川町	産婦人科、放線科	清水 正章	六、二	
山田 医院	八頭郡郡家町米岡	内科、小兒科	山田 知栄	六、六	
タナカ歯科医院	鳥取市川外大工町	歯 科	田中 隆正	六、一	
馬淵 医院	西町一九五	小兒科、内科	馬淵 節雄	乙ノ二	

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
馬淵 医院	西町一九五	小兒科、内科	馬淵 節雄	乙ノ二	
山田 医院	八頭郡郡家町米岡	内科、小兒科	山田 知栄	六、六	
タナカ歯科医院	鳥取市川外大工町	歯 科	田中 隆正	六、一	
馬淵 医院	西町一九五	小兒科、内科	馬淵 節雄	乙ノ二	
山田 医院	八頭郡郡家町米岡	内科、小兒科	山田 知栄	六、六	
タナカ歯科医院	鳥取市川外大工町	歯 科	田中 隆正	六、一	

鳥取県告示第三百二十三号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準看護基準給食施設として次のとおり承認した。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石破 二朗

名 称	施 設 所 在 地	基 準 看 護	基 準 給 食			数採用点備考
			承認番号	対 象	承認年月日	
医療法人 広江病院	米子市上後藤三三 (看) 第三号	全病棟 一〇九床	昭和三五、一	(第六号)	全病棟 一〇九床	昭和三五、甲
鳥取赤十字 病院	鳥取市尙徳町二七 (特看) 第一号 (二)	一般病棟 三四四床 六、一	昭和三五、一	(第一号)	全病棟 四五〇床 六、一	昭和三五、甲
"	" (特看) (二)	結核病棟 一〇六床	"	"	"	"

鳥取県告示第三百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八

条第十項の規定により、鳥取市吉岡温泉町土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があった。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石破 二朗

退任した役員の氏名及び住所

理 事 植谷 正昇 鳥取市吉岡温泉町

理 事 植谷 正昇 鳥取市吉岡温泉町

理 事 植谷 正昇 鳥取市吉岡温泉町

結果当選し四月一日就任、任期二年。

00813

別 表		実施期日	実 施 区 域	実 施 場 所	由 良 家 畜 檢 診 所
一	二				
一 肝て、つ、検査及び駆除	ふそ、病検査……肉眼的検査及び細菌学的検査	七月二日	東伯郡大栄町由良地区		
二 ふそ、病検査		七月四日	鳥取市古海、菖蒲、向国安、重松養蜂場		
実施期日	実 施 区 域	実 施 場 所			
" 五日	" 東伯町下郷 "	" 下郷 "			
" 六日	" 八橋 "	" 八橋 "			
" 四日	" 大誠 "	" 大誠 "			
" 五日	" 東伯町下郷 "	" 下郷 "			
" 六日	" 八橋 "	" 八橋 "			
" 二	ふそ、病検査				
" 一	肝て、つ、検査及び駆除				
" 一	肝て、つ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与				
" 二	ふそ、病検査……内眼的検査及び細菌学的検査				

鳥取県告示第三百二十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び馬の所有者に対し注射を受けることを命ずる。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

牛の流行性感冒及び馬の流行性脳炎予防のため

二 実施の区域

別表のとおり

00812

鳥取県告示第三百二十五号

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする区画整理、暗渠排水の土地改良事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十年六月二十二日認可した。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十五年六月二十八日 火曜日 鳥取県公報 第3135号 16

鳥取県告示第三百二十六号

上北条土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする区画整理土地改良事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十五年六月二十二日認可した。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十五年六月二十八日 火曜日 鳥取県公報 第3135号 16

一 実施の目的 肝て、つ、及びふそ、病予防のため
二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
肝て、つ、検査及び駆除……牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり
ふそ、病検査……みつ蜂

五 検査及び駆除の方法
肝て、つ、検査……皮内注射反応法又は虫卵検査法

鳥取県告示第三百二十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及びみつ蜂の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十五年六月二十八日 火曜日 鳥取県公報 第3135号 16

00815

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛の流行性感冒予防注射

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日

別表のとおり

牛の流行性感冒予防液皮下注射

馬の流行性感冒予防液皮下注射

流行性感冒予防液皮下注射

別表 □ 牛の流行性感冒予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
第一次	鳥取市美保、岩美郡岩美町小田、津ノ井村	美保、小田、津ノ井家畜検診所
第二次	八頭郡郡家町国中、智頭町那岐、八東町八東	国中、那岐、八東
四日	氣高郡氣高町宝木、鹿野町勝谷	宝木、勝谷
五日	鳥取市米里、岩美郡国府町大茅、岩美町浦富	米里、大茅、浦富
"	八頭郡郡家町郡家、智頭町土師、八東町丹比	郡家、土師、丹比
"	氣高郡氣高町瑞穂、鹿野町小鷺河	瑞穂、小鷺河
"	西伯郡中山町逢坂	逢坂
"	鳥取市米里、岩美郡国府町大茅、岩美町浦富	米里、大茅、浦富
"	八頭郡郡家町郡家、智頭町土師、八東町丹比	郡家、土師、丹比
"	氣高郡氣高町瑞穂、鹿野町小鷺河	瑞穂、小鷺河
"	西伯郡中山町逢坂	逢坂

六日	西伯郡中山町逢坂	逢坂
七日	岩美郡岩美町岩井、福部村、鳥取市大和	岩井、福部、大和
"	八頭郡郡家町大御門、河原町散岐、船岡町隼、智頭町山	大御門、散岐、隼、山
"	西伯郡名和町光徳	光徳
"	岩美郡岩美町本庄、國府町成器、鳥取市千代水	本庄、成器、千代水
"	西伯郡名和町光徳	光徳
八日	八頭郡郡家町国中、智頭町那岐、八東町八東	国中、那岐、八東
"	氣高郡氣高町宝木、鹿野町勝谷	宝木、勝谷
"	岩美郡岩美町大岩、鳥取市豊実	大岩、豊実
"	西伯郡名和町名和、岩美郡國府町宇倍野	名和、宇倍野
"	日野郡溝口町三部の(1)福島福吉	三部の(1)福島、福吉
"	江府町原、宮市、貝田	原、宮市、貝田
八日	八頭郡郡家町郡家、智頭町土師、八東町丹比	郡家、土師、丹比
"	氣高郡氣高町瑞穂、鹿野町小鷺河	瑞穂、小鷺河
"	西伯郡中山町逢坂	逢坂
"	鳥取市中ノ郷、大正、岩美郡岩美町東浜	中ノ郷、大正、東浜

十五日

鳥取市豊美、岩美郡国府町宇倍野、岩美町大岩

氣高郡氣高町逢坂、西伯郡名和町庄内

日野郡溝口町船越、藤屋、順鎌上の名、江府町御机

江府町美用、日野町黒坂

十四日

鳥取市千代水、岩美郡国府町成器、岩美町本庄

氣高郡氣高町置、勝部、中郷、青谷

日野郡溝口町船越、藤屋、順鎌上の名、江府町御机

江府町美用、日野町黒坂

十三日

鳥取市米里、岩美郡岩美町浦富、国府町大茅

西伯郡大山町赤松

日野郡溝口町郷原、下代、上代、日南町日野上

江府町原、宮市、貝田

十二日

西伯郡名和町光徳

西伯郡名和町名和、鳥取市大和、岩井町岩井、岩美郡福

部

大山町大山、白野郡日南町日野上

十一日

日野郡溝口町船越、藤屋、順鎌上の名、江府町御机

西伯郡江府町栗尾、小原、杉谷

西伯郡大山町大山

江府町美用、日野町黒坂

十一日

氣高郡青谷町日置、勝部、中郷、日置谷、青谷

日野郡溝口町二部、宮の華、焼杉

西伯郡名和町庄内

日野郡溝口町御机、美用

日南町黒坂

十二日

西伯郡名和町光徳

西伯郡氣高町逢坂

西伯郡名和町庄内

日野郡溝口町間地、畑池、池田、江府町下蚊屋、助沢

日野郡溝口町間地、畑池、池田、下蚊屋、助

澤

庄内

大山町大山、日野上

千代水、成器、本庄

原、宮市、貝田

郷原、下代、上代、日野上

西伯郡青谷町日置、勝部、中郷、青谷

西伯郡江府町栗尾、小原、杉谷

西伯郡大山町大山

鳥取市豊美、岩美郡国府町宇倍野、岩美町大岩

氣高郡氣高町逢坂、西伯郡名和町庄内

日野郡溝口町船越、藤屋、順鎌上の名、江府町御机

江府町美用、日野町黒坂

西伯郡名和町名和

日野郡溝口町船越、藤屋、順鎌上の名

江府町栗尾、小原、杉谷

氣高郡氣高町浜村、鹿野町鹿野

西伯郡中山町逢坂

日野郡溝口町大御門、河原町散岐、船岡町隼、智頭町山

西伯郡名和町庄内

日野郡溝口町二部、宮の華、焼杉

西伯郡名和町庄内

日野郡溝口町御机、美用

日南町黒坂

十三日

西伯郡名和町光徳

西伯郡氣高町逢坂

西伯郡名和町庄内

日野郡溝口町間地、畑池、池田、江府町下蚊屋、助沢

日野郡溝口町間地、畑池、池田、下蚊屋、助

澤

庄内

大山町大山、日野上

千代水、成器、本庄

原、宮市、貝田

郷原、下代、上代、日野上

西伯郡青谷町日置、勝部、中郷、青谷

西伯郡江府町栗尾、小原、杉谷

西伯郡大山町大山

鳥取市豊美、岩美郡国府町宇倍野、岩美町大岩

氣高郡氣高町逢坂、西伯郡名和町庄内

日野郡溝口町船越、藤屋、順鎌上の名、江府町御机

江府町美用、日野町黒坂

名和

船越、藤屋、順鎌上の名

栗尾、小原、杉谷

逢坂

日置、勝部、中郷、日置谷、青谷

二部、宮の華、焼杉

庄内

美保、津ノ井、小田

逢坂

光徳

澤

間地、畑池、池田、下蚊屋、助

澤

庄内

大山

千代水、成器、本庄

原、宮市、貝田

郷原、下代、上代、日野上

西伯郡青谷町日置、勝部、中郷、青谷

西伯郡江府町栗尾、小原、杉谷

西伯郡大山町大山

鳥取市豊美、岩美郡国府町宇倍野、岩美町大岩

氣高郡氣高町逢坂、西伯郡名和町庄内

日野郡溝口町船越、藤屋、順鎌上の名、江府町御机

江府町美用、日野町黒坂

十六日

西伯郡大山町大山

大山"

十六日 鳥取市中ノ郷、大正、岩美郡岩美町東浜

中ノ郷、大正、東浜"

西伯郡名和町庄内、日野郡溝口町二部、宮ノ華、焼杉

庄内、二部、宮ノ華、焼杉"

日野郡江府町下蚊屋、助沢

下蚊屋、助沢"

鳥取市明治、倉田、岩美郡岩美町蒲生

明治、倉田、蒲生"

八頭郡郡家町上私都、智頭町智頭、船岡町大伊

上私都、智頭、大伊"

倉吉市西郷、上井、上北条、倉吉、小鴨

倉吉、西郷、上井、上北条、小鴨"

西伯郡大山町所子、日野郡江府町大満、小江尾、江尾、久連

所子、大満、小江尾、江尾、久連"

鳥取市日野町黒坂、西伯郡大山町赤松

黒坂、赤松"

"溝口町間地、畑池、池田

間地、畑池、池田"

鳥取市美穂、末恒、八頭郡河原町国英、佐治村

美穂、末恒、国英、佐治"

倉吉市小鴨、上小鴨、東伯郡閔金町山守、南谷、矢送

小鴨、上小鴨、南谷、矢送"

西伯郡大山町所子、日野郡江府町吉原、西原、袋原

所子、吉原、西原、袋原"

日野郡日野町根雨、舟場、三谷、貝原

根雨、舟場、三谷、貝原"

西伯郡大山町大山、日野郡溝口町郷原、下代、上代、日野

大山、郷原、下代、上代、日野"

南町、日野上 鳥取市面影、東郷、倉吉市北谷、高城、社、灘手

面影、東郷、北谷、高城、社、灘手"

二十九日

十九日

鳥取市面影、東郷、倉吉市北谷、高城、社、灘手

面影、東郷、北谷、高城、社、灘手"

二十一日

十九日

鳥取市面影、東郷、倉吉市北谷、高城、社、灘手

面影、東郷、北谷、高城、社、灘手"

二十一日

十九日

鳥取市面影、東郷、倉吉市北谷、高城、社、灘手

面影、東郷、北谷、高城、社、灘手"

二十二日

十九日

鳥取市面影、東郷、倉吉市北谷、高城、社、灘手

面影、東郷、北谷、高城、社、灘手"

二十二日

十九日

鳥取市面影、東郷、倉吉市北谷、高城、社、灘手

面影、東郷、北谷、高城、社、灘手"

二十三日

十九日

鳥取市面影、東郷、倉吉市北谷、高城、社、灘手

面影、東郷、北谷、高城、社、灘手"

二十二日

十九日

鳥取市面影、東郷、倉吉市北谷、高城、社、灘手

面影、東郷、北谷、高城、社、灘手"

二十二日

十九日

鳥取市面影、東郷、倉吉市北谷、高城、社、灘手

面影、東郷、北谷、高城、社、灘手"

二十二日

十九日

鳥取市面影、東郷、倉吉市北谷、高城、社、灘手

面影、東郷、北谷、高城、社、灘手"

二十三日

十九日

鳥取市面影、東郷、倉吉市北谷、高城、社、灘手

面影、東郷、北谷、高城、社、灘手"

二十二日

十九日

鳥取市面影、東郷、倉吉市北谷、高城、社、灘手

面影、東郷、北谷、高城、社、灘手"

二十二日

十九日

鳥取市面影、東郷、倉吉市北谷、高城、社、灘手

面影、東郷、北谷、高城、社、灘手"

二十二日

十九日

鳥取市面影、東郷、倉吉市北谷、高城、社、灘手

面影、東郷、北谷、高城、社、灘手"

二五五日

二十三日 西伯郡大山町所子、日野郡根雨町舟場三谷具原
倉吉市小鴨、上小鴨、関金町山守、矢送、南谷
西伯郡淀江町木宮

所子、舟場、三谷、具原〃
小鴨、上小鴨、南谷、山守、矢
木宮〃

北谷、高城、社、灘手、大誠〃
長田、山上、大満、小江尾、江
尾、久連、高尾、金持、板井原溝口町
阪、柄原、籠原、大滝〃
大坂、柄原、大滝〃

二五六日

西伯郡大山町長田、日野郡日南町山上、江府町大満、大小
江尾、江尾、久連、日野町高尾、金持、板井原溝口町
阪、柄原、籠原、大滝〃
鳥取市明治、倉田、岩美郡岩美町蒲生

明治、倉田、蒲生〃
西伯郡淀江町宇田川

北谷、高城、社、灘手、大誠〃
長田、山上、大満、小江尾、江
尾、久連、高尾、金持、板井原
大坂、柄原、大滝〃

二五六日

西伯郡大山町由良、東伯町下郷、北
条町下北条、赤崎町赤崎、東伯郡泊村、東伯町下郷、北
条美穂、末恒、赤崎町赤崎、東伯郡泊村、東伯町下郷、北
条美穂、末恒、赤崎町赤崎、東伯郡泊村、東伯町下郷、北

美穂、末恒、由良、下郷、下北
条赤崎泊〃

二五七日

西伯郡大山町高麗、日野郡江府町吉原、西成、袋原、日
野町倉谷、下町、濁谷、三栗、溝口町富沢、福永、未鑑、
日南町福栄

高麗、吉原、西成、袋原、倉谷
下町、濁谷、三栗、富江、福永、
未鑑、福栄〃

二五八日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二五九日

東伯郡大栄町由良、赤崎町安田、東伯町上郷、中山町下
鳥取市面影、東郷、西伯郡大山町高麗、日野町門谷、秋
繩、三土、江府町大河原、溝口町大内、添谷一段

面影、東郷、高麗、多里、門谷、
秋繩、三土大河原、大内、添谷、
一段

二六〇日

西伯郡淀江町淀江、日野郡日野町野田、津地、安原、下
鳥取市面影、東郷、西伯郡大山町高麗、日野町門谷、秋
繩、三土、江府町大河原、溝口町大内、添谷一段

面影、東郷、高麗、多里、門谷、
秋繩、三土大河原、大内、添谷、
一段

二六一日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二六二日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二六三日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二六四日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二六五日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二六六日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二六七日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二六八日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二六九日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二七〇日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二七一日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二七二日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二七三日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二七四日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二七五日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二七六日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二七七日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二七八日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二七九日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二八〇日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二八一日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

二八二日

西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里

宇田川、多里〃

00823

昭和35年6月28日 火曜日 鳥取県公報 第3135号

別表 二 流行性脳炎予防注射		
実施期日	実施区域	実施場所
七月四日	西伯郡淀江町淀江、大和	淀江家畜市場
五日	" "	富繁家畜検診所
六日	" "	宇田川
七日	" "	所子
八日	" "	赤松
九日	" "	大山
十日	" "	名和町庄内
十一日	" "	大山
十二日	" "	名和、御来屋、名和
十三日	" "	中山町逢坂
		下市

00822

昭和35年6月28日 火曜日 鳥取県公報 第3135号 26

四日	東伯郡東伯町八橋、赤崎町以西、三朝町旭、羽合町羽合 鹿、西伯郡三朝町竹田、東伯町浦安、東郷町舍人、三朝町小 田、野郡溝口町宮原、莊、白水、根雨原、江府町半の上荒 田、下安井、日南町石見	八橋、以西、旭、羽合、榮、石 見"、下安井、石見"、根雨原、半の 富原、莊、白水、根雨原、半の 古市、父原"、日南町石見
五日	日野郡江府町一の反、洲ガ崎、武庫、溝口町字代、中祖、 中祖、一の反、洲ガ崎、武庫、宇代、 古市、父原"、日南町阿毘縁	日野郡江府町一の反、洲ガ崎、武庫、宇代、 古市、父原"、日南町阿毘縁
六日	西伯郡淀江町淀江	淀江"
七日	日野郡溝口町金屋谷、岩立、長山、江府町尾の上原、池 の内、日南町大宮	日野郡溝口町金屋谷、岩立、長山、尾の上原、 池の内、大宮"
八日	日野郡江府町深山口、月の諸、溝口町溝口、大江、上野 原、大平原、日南町阿毘縁	日野郡江府町深山口、月の諸、溝口、大江、 上野原、大平原、日南町阿毘縁
九日	日野郡溝口町谷川、大倉、大原	日野郡溝口町谷川、大倉、大原
十日	日野郡江府町半の上、荒田、下安井	日野郡江府町半の上、荒田、下安井
十一日	日野郡溝口町宮原、白水、根雨原、江府町一の反洲ガ 崎、武庫、日南町大宮	日野郡溝口町宮原、白水、根雨原、江府町一の反、 洲ガ崎、武庫、日南町大宮
十二日	日野郡溝口町宇代、中祖、古市、父原、江府町尾の上原、 池の内、日南町阿毘縁	日野郡溝口町宇代、中祖、古市、父原、江府町尾の上原、 池の内、日南町阿毘縁
十三日	日野郡溝口町金屋谷、岩立、長山、江府町深山口、月の 諸	日野郡溝口町金屋谷、岩立、長山、江府町深山口、月の 諸
十四日	溝口町溝口、大江、上野、大平原	溝口、大江、上野、大平原
十五日	溝口町溝口、大江、上野、大平原	溝口、大江、上野、大平原
十六日	谷川、大倉、大原	谷川、大倉、大原"
十七日	谷川、大倉、大原"	半の上、荒田、下安井"
十八日	谷川、大倉、大原"	谷川、大倉、大原"
十九日	谷川、大倉、大原"	半の上、荒田、下安井"
二十日	谷川、大倉、大原"	谷川、大倉、大原"
廿一日	谷川、大倉、大原"	谷川、大倉、大原"
廿二日	谷川、大倉、大原"	谷川、大倉、大原"
廿三日	谷川、大倉、大原"	谷川、大倉、大原"